## 中国地方社会保険医療協議会総会(第14回)

日時:平成26年1月28日(火)14:00~

会場:広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

## ○川崎(企画調整課長)

本日は、お忙しいところ、また大変お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆さまおそろいになりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただ今から、第14回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

委員 20 名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は診療側委員の森本委員、公益委員の中田委員の2名がご欠席で、18 名の委員がご出席ですので、社会保険医療協議会令第2条第2項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は「公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれが あると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることがで きる」との議事規則第2条第1項ただし書きの規定により、会長と事前に相談の上、会議 を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。お手元の資料 をご覧ください。

まず1枚目としまして「中国地方社会保険医療協議会総会(第14回)配付資料一覧」というものがございます。次に本日の「議事次第」、これも1枚ものです。同じく1枚もので「総会座席表」、全部で5枚ものになっておりますが、「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」がございます。

次にクリップで留めたものです。 1 枚ものとしまして、中国四国厚生局長から中国地方社会保険医療協議会会長あてに発出しました「保険医療機関の指定の取消について (諮問)」の写しでございます。次に、「中国協議会 総-1-1」として「保険医療機関の指定の取消について」の資料がございます。次に、「中国協議会 総-1-2」として、先ほどの資料の参考資料として、「保険医療機関の指定の取消について (参考1)」、次に「中国協議会 総-1-3」として、同じく参考資料で「保険医療機関の指定の取消ついて (参考2)」がございます。以上が議題1の資料です。

次に、またクリップで留めてございますが、今度は2枚もので中国四国厚生局長から中国地方社会保険医療協議会会長あてに発出しました「元保険医療機関への対応について」の写しでございます。次に「中国協議会総-2-1」としまして「元保険医療機関への対応について」の資料、次に「中国協議会総-2-2」としまして、先ほどの資料の参考として、「元保険医療機関への対応について(参考1)」、次に「中国協議会総-2-3」

として、これも先ほどの資料の参考として「元保険医療機関への対応について(参考2)」 がございます。

そして、報告資料としまして「保険医療機関等に係る管内の状況について」、最後に参考 資料として「関係法令・通知集」を付けてございます。

以上が本日の資料です。資料が不足している委員の方がおられましたら、この場で挙手 をしていただきたいと思います。

なお、本日お配りした資料のうち、議題1「保険医療機関の指定の取消について」と、 議題2の「元保険医療機関への対応について」に係る資料一式につきましては、会議終了 後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の伊奈川よりご挨拶を申し上げます。

### ○伊奈川 (厚生局長)

中国四国厚生局長の伊奈川でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は委員の皆さまには、年明け早々、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。昨年、この総会は既に2回開かれております。前回が7月29日でしたので、もう半年ぐらい経過したということです。この間、いろいろな状況の変化がありますけれども、簡単に2点ばかり申し上げさせていただければと思っております。

1つは、皆さまご承知のように、昨年もそうでしたが、今年も社会保障の改革というものが進んでいるところです。とりわけ、医療、介護、そしてその中での地域包括ケアをはじめとする医療介護の連携とか、あるいは地域でのサービスの提供といったようなことで、今年、通常国会に法案がいよいよ出ていくといった状況になっているところです。

そして、この社会保障の改革を財政面でバックアップする消費税も、今度の4月から上がっていくということですので、この社会保障、とりわけ医療の関係については、非常に 重要な年になるのではないかと思っております。

2点目としては、診療報酬の改定ということです。この診療報酬、そして厚生労働省の 社会保障関係の予算というものに関しては、非常に医療にとって重要なわけです。

一般会計の予算で言いますと来年度の予算、これは昨年の暮れに閣議決定されたベースで言いますと、30 兆 7,400 億円という規模になってきております。対前年度に比べますと、1 兆 3,100 億円増、プラス 4.5%といったようなことです。

そして、医療関係については、予算の中の約 11 兆 2,000 億円ということで、こちらのほうも対前年度で 6,400 億円増、プラス 6.1%といったようなことです。

また、診療報酬に関しましては、これはもうご承知のとおりですが、全体の改定率でプラス 0.1%というようなことになっております。

そういうことで消費税関係、そして診療報酬と、この4月にいろいろと動き出していきます。特に私どもの診療報酬の関係について言いますと、具体的な診療報酬点数について

は、まだ中医協のほうで審議が行われているところですが、中医協のほうから答申が出されました暁には、本日ご出席の皆さまをはじめとする関係の皆さまの協力を得まして、この中国 5 県、各県で説明を開催させていただければと考えているところです。

今年もいろいろとお世話になると思いますが、何とぞご理解、そしてご協力、ご支援を 賜ればと考えております。

本日は議題が2つございます。時間が限られておりますので、私の挨拶のほうは、これ で終わりにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○川崎(企画調整課長)

続きまして、前回の総会以降に委員2名、臨時委員2名の計4名が交代となっておりますので、ご報告いたします。

まず委員では、岡本公男委員が退任され、後任として魚谷純委員が平成 25 年 8 月 23 日付けで発令され、また新井卓夫委員が退任され、後任として宇都宮健委員が平成 25 年 11 月 1 日付けで発令されております。

臨時委員では、伊丹義明臨時委員が退任され、後任として西岡宏樹臨時委員が平成 25 年 8月 23 日付けで発令され、また林透臨時委員が退任され、後任として、狩野悟司臨時委員が平成 25 年 10 月 1 日付けで発令されております。

それでは、宇都宮委員、魚谷委員から簡単な自己紹介をいただければと存じます。 まずは、宇都宮委員、よろしくお願いいたします。

### ○宇都宮委員

広島県国民健康保険団体連合会常務理事の宇都宮でございます。前任の新井に引き続きまして、この協議会に参加をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

## ○川崎(企画調整課長)

ありがとうございました。

続きまして、魚谷委員、よろしくお願いいたします。

### ○魚谷委員

前任の岡本公男委員の後を受けて、6月29日から鳥取県の医師会長に就任しております。 この会は初めてですが、早速に今日は鳥取県の案件が出てくるようでございますので、よ ろしくご審議のほどをお願いいたします。また、今後ともよろしくお願いいたします。

# ○川崎(企画調整課長)

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思いますが、ここからは田邊会長に議事の進

行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### ○田邊会長

それでは、いつものように議事次第に従って進めます。

まず議事に入ります前に、議事録のご署名をお願いする方を、私以外に2名お願いしなければなりませんので、僭越ながら、私のほうからご指名させていただきます。

支払側委員から石本委員、診療側委員から魚谷委員、早速ですけれども、よろしくお願いいたします。

お二人には、後日、事務局からご連絡をさせていただきますので、ご確認の上、署名・ 捺印をお願いいたします。

# 【議題1】保険医療機関の指定の取消について(鳥取)

※議題1については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、 議事要旨を公開する。

### <議事要旨>

議題1として、保険医療機関の指定の取消について、委員18名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、18名全員の賛成により、 保険医療機関が重大な過失によって不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったこと が、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び 第6号に該当するとされ、保険医療機関の指定を取消すべきものと議決された。

### 【議題2】元保険医療機関への対応について(岡山)

※議題2については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、 議事要旨を公開する。

## <議事要旨>

議題2として、元保険医療機関への対応について、委員18名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、17名の賛成により、元保険医療機関が重大な過失によって不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったことが、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当するが、既に保険医療機関の指定を辞退しており、取消処分を行うことはできないため、平成21年4月13日付け保医発第0413001号厚生労働省保険局医療課長通知に基づいて、元保険医療機関を取消相当とすべきものと議決された。

## ○田邊会長

事務局から報告案件がございましたらお願いいたします。

### ○加本(管理課長)

報告事項につきましては、お手元にお配りしております報告資料「保険医療機関等に係る管内の状況について」でございます。

この資料に各県部会の開催状況等を掲載しております。

本日の報告につきましては、資料の配付をもちまして、ご報告に代えさせていただきま すのでよろしくお願いいたします。

# ○田邊会長

それでは、以上で本日予定の議題は終了いたしました。 次回の日程につきましては、事務局のほうから説明をお願いします。

# ○川崎(企画調整課長)

次回の総会の時期が近づきましたら、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせて いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、答申又は建議をいただいた案件の今後の予定につきましては、1月30日に当事者に通知した後、翌日、報道発表を行う予定としております。

本日の議事内容について、外部から問い合わせがあった場合には、「中国四国厚生局にお 問い合わせいただきたい」とお答えいただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、恐れ入りますが、議題1「保険医療機関の指定の取消について」と、議題2の「元保険医療機関への対応について」に係る資料 一式につきましては、その場にお残しいただきますようお願いいたします。

また、後日委員の皆さまに議事録及び議事要旨の原案をお送りしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

### ○田邊会長

それでは、以上で総会を閉会します。長時間にわたりまして、ご協力をありがとうございました。

(終了)